消防防災製品等推奨細則

制定 平成18年9月1日 消安セ細則第1号 改正 平成21年4月1日 消安セ細則第3号 改正 平成29年4月1日 消安セ細則第1号 改正 令和元年7月1日 消安セ細則第3号 改正 令和3年4月1日 消安セ細則第1号

(目 的)

第1条 この細則は、消防防災製品等推奨規程(平成18年消安セ規程第14号。以下「規程」という。)に基づき、一般財団法人日本消防設備安全センター(以下「安全センター」という。)が行う推奨について必要な事項を定めることを目的とする。

(申請に必要な書類等)

- 第2条 規程第6条に規定する書類等は、次の各号に掲げるものとし、消防防災製品等推奨申請書 (規程様式第1号)とともに正副各1部をA4ファイル(JIS(産業標準化法(昭和24年法律 第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)S5505(事務用ファイル(フラットファイル))のA4ファイルをいう。以下同じ。)に一括してとじ合わせ申請するものとする。
 - (1) 概要

消防防災の分野において有効に活用できる製品又は高度な情報通信技術を用いたシステム (以下「消防防災製品等」という。)のあらましを容易に説明することができるもの

(2) 構成等

消防防災製品等の構成等を容易に説明することができるもの

- (3) 機能又は性能及び運用面の効果等の説明書 消防防災製品等の機能又は性能及び運用面の効果等を詳細に記載した説明書
- (4) 利便性、効率性、安全性の向上等の説明書消防防災製品等の特長、利便性、効率性、安全性の向上等を詳細に記載した説明書
- (5) 仕様書

消防防災製品等の仕様書

(6) 使用方法等

消防防災製品等を使用する場合(維持管理を含む)のマニュアル等

(7) 検証データ

消防防災製品等の機能又は性能及び運用面の効果を検証できる試験データ等

(8) 製造・品質管理等

製造方法、品質管理、出荷検査方法等を詳細に記載した説明書

(9) 賠償責任保険等

規程第5条に規定する賠償責任保険等に加入していることを証明する書類

10) 手数料を納付したことを証明できるもの

(11) 関連資料

会社概要及びその他関連する資料

- 2 規程第3条第4号に規定する第三者機関により、機能、性能、運用面の効果等が確認されている場合は、当該機関が発行する証明を提出するものとする。
- 3 規程第9条第2項に規定する書類等は、第1項第9号及び同項第10号に掲げるものとする。
- 4 規程第13条第1項に規定する書類等は、第1項各号(第10号を除く)に掲げるもののうち大幅 な変更を伴わない程度の変更に係るもの及び同項第10号に掲げるものとし、消防防災製品等軽微 変更申請書(規程様式第5号)とともにA4ファイルに一括してとじ合わせ申請するものとする。
- 5 規程第15条第2項に規定する書類等とは、譲渡を受ける者が同条第1項ただし書き各号の内容 を満たしていることを証する書類及び第1項各号(第10号を除く)に掲げるものうち譲渡に伴い 変更が生じるもの並びに第1項10号に掲げるものとし、消防防災製品等譲渡申請書(規程様式第 6号)とともにA4ファイルに一括してとじ合わせ申請するものとする。

(委員会への付託等)

- 第3条 規程第7条に規定する消防防災製品等推奨委員会(以下「委員会」という。)への審査の付託は、消防防災製品等推奨審査依頼書(別記様式第1号)により行うものとする。
- 2 委員会は、審査の結果を消防防災製品等推奨審査結果報告書(別記様式第2号)により、安全 センターに報告するものする。

(推奨証の交付及び公表)

- 第4条 規程第8条に規定する消防防災製品等推奨証(以下「推奨証」という。)又は消防防災製品等推奨審査不適合通知書は、前条第2項の報告を受けた日から20日以内に交付するものとする。
- 2 規程第8条第1項及び第18条第2項に規定する公表の方法は、安全センターの機関誌「月刊フェスク」及びホームページに掲載して行うものとする。
- 3 規程第9条第3項、規程第13条第3項及び規程第15条第4項に規定する公表の方法は、安全センターのホームページに掲載して行うものとする。
- 4 規程第9条第2項の規定により消防防災製品等推奨証更新申請書を受理し、同第3項の規定により推奨証の有効期間の更新に支障ないと認めた場合は、受理日から30日以内に推奨証を交付するものとする。
- 5 規程第13条第1項の規定により消防防災製品等軽微変更申請書を受理し同第3項の規定により 推奨に支障ないと認めた場合は、速やかに推奨証を交付するものとする。規程第15条第2項によ る消防防災製品等推奨マーク使用権譲渡申請書の場合も同様とする。

(書類等の返還)

第5条 規程第6条の規定により申請された申請書類は、副本1部を審査終了後に当該申請者に返還するものとする。

(表示の方法)

第6条 規程第10条に規定する規程別図の表示(以下「推奨マーク」という。)は、個々の推奨を

受けた消防防災製品等(以下「推奨製品等」という。)に表示するほか、推奨製品等の販売に係るパンフレット、リーフレット、パッケージ、ホームページ等に表示することができる。

2 前項の表示は、貼付、刻印、印刷、画像表示等の方法を用いて行うことができる。

(契約)

第7条 規程第11条に規定する契約の締結は、別に定める消防防災製品等推奨契約書により行うものとする。

(手数料等)

第8条 規程第17条に規定する手数料及び使用料(以下「手数料等」という。)は、次表のとおりとする。

区分	手数料等の額
規程第6条に規定する新規申請手	1件につき300,000円を基本とし、その都度理事長が定め
数料	る。
規程第9条第2項に規定する 更新申請手数料	1件につき30,000円
規程第10条に規定する 推奨マークの使用料	1件につき500,000円
規程第13条第1項に規定する 軽微変更申請手数料	1件につき30,000円を基本とし、その都度理事長が定め る。
規程第15条第2項に規定する推奨 マーク使用権譲渡申請手数料	1件につき30,000円を基本とし、その都度理事長が定め る。

2 手数料等は、安全センターの指定する方法により納付するものとする。

(契約解除の手続き)

第9条 規程第18条第2項に規定する推奨契約の解除の手続きを行うときは、解除の理由を記載した書面を配達証明付き内容証明郵便により送達するものとする。

(記載事項の変更届)

第10条 推奨取得者は、推奨証に記載されている事項を変更した場合若しくは推奨製品等の製造又は販売を中止した場合には、速やかに書面をもって安全センターに届出なければならない。

(報告義務)

第11条 推奨取得者は、推奨製品等に起因した事故等が発生した場合は、その事故の概要、原因、 対応策等を消防防災製品等事故発生報告書(別記様式第3号)により、速やかに安全センター に報告しなければならない。

(補 則)

第12条 この細則に定めるもののほか、細則の実施に関し必要な事項は、安全センター理事長が別に定める。

附則

この細則は、平成18年9月15日から実施する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和元年7月1日から実施する。

附則

この細則は、令和3年4月1日から実施する。

消防防災製品等推奨の審査依頼書

年 月 日

消防防災製品等推奨委員会委員長 殿

一般財団法人日本消防設備安全センター 理 事 長

下記の製品等について、消防防災製品等推奨規程(平成18年消安セ規程第14号)第3条に規定する推奨に関する審査をお願いします。

記

申 請 者	住 所
	法人の名称
	代表者職氏名
	電話番号
製品等の名称	
製品名・型式記号	
主な用途	
製品等の概要	
特 記 事 項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

消防防災製品等推奨審査結果報告書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター 理 事 長 殿

> 消防防災製品等推奨委員会 委員長

消防防災製品等推奨規程(平成18年消安セ規程第14号)第3条に規定する推奨に関する審査結果 を下記のとおり報告いたします。

記

申 請 者	住 所
	法人の名称
	代表者職氏名
	電話番号
製品等の名称	
製品名•型式記号	
審 査 結 果	
特 記 事 項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

消防防災製品等事故等発生報告書

年 月 日

> (推奨取得者) 住 所 法人の名称 代表者職氏名 電話番号

消防防災製品等推奨細則(平成18年消安セ細則第1号)第11条の規定に基づき、事故等が発生しましたので報告します。

記

- 1 製品等の名称等(製品名・型式記号、推奨番号、推奨年月日等)
- 2 発生日時
- 3 発生場所
- 4 事故等の概要
- 5 原因(不明の場合は推定可)
- 6 対応策等
- 7 事故状況がわかる発生図面、製品図面、写真等
- 注1 当面講じた措置及び詳細調査等を要すると思料する事項があれば、 記入すること。
- 注2 その他、必要と思われる資料を添付すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。